

滋 水 第 8 5 4 号  
令和3年(2021年)11月15日

琵琶湖海区漁業調整委員会  
会 長 谷 口 孝 男 様

滋賀県知事 三日月 大造

許可の有効期間の短縮について（諮問）

このことについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第46条第2項の規定に基づき、貴委員会の意見を問います。

## 漁業の許可の有効期間について（案）

ごり沖びき網漁業、あゆ沖びき網漁業、その他沖びき網漁業、貝びき網漁業、えびたつべ漁業、あゆ沖すくい網漁業、よし巻漁業、かご漁業、竹筒漁業、延縄漁業および引縄釣漁業の許可の有効期間は、それぞれ次に掲げる許可の満了する日までの期間とする。

### 1 次回の一斉切り替えにおいて有効期間を短縮する漁業

漁業種類	現行許可の満了日	更新後の許可の満了日
ごり沖びき網漁業	令和4年3月31日	令和8年6月30日
あゆ沖曳網漁業		
その他沖びき網漁業		
貝びき網漁業		

### 2 一斉切り替え日以降に許可した場合に有効期間を短縮する漁業

漁業種類	適用する許可日の範囲	許可の満了日
ごり沖びき網漁業	令和4年4月2日から令和8年6月30日までに許可するもの	令和8年6月30日
あゆ沖曳網漁業	令和4年4月2日から令和8年6月30日までに許可するもの	令和8年6月30日
その他沖びき網漁業	令和4年4月2日から令和8年6月30日までに許可するもの	令和8年6月30日
貝びき網漁業	令和4年4月2日から令和8年6月30日までに許可するもの	令和8年6月30日
あゆ沖すくい網漁業	令和4年1月1日から令和8年12月31日までに許可するもの	令和8年12月31日
刺網漁業	令和3年11月22日から令和8年10月31日までに許可するもの	令和8年10月31日
追さで網漁業	令和4年1月1日から令和8年12月31日までに許可するもの	令和8年12月31日

### 3 令和8年度に随時許可から一斉切り替え方式とする漁業

漁業種類	適用する許可日の範囲	許可の満了日
えびたつべ漁業	令和4年1月1日から令和8年12月31日までに許可するもの	令和8年12月31日
よし巻漁業、かご漁業、竹筒漁業、延縄漁業	令和3年12月1日から令和8年11月30日までに許可するもの	令和8年11月30日
引縄釣漁業	令和3年11月22日から令和8年10月31日までに許可するもの	令和8年10月31日

この方針は、令和3年11月 日から適用する。

## 許可の有効期間短縮の概要について

### 1. 次回の一斉切り替えにおいて有効期間を短縮する漁業

- 手線第1種漁業（ごり沖びき網漁業、あゆ沖びき網漁業、その他沖びき網漁業）および手線第3種漁業（貝びき網漁業）は、令和4年3月31日に許可の満了日を迎えるため、一斉切り替えによる許可の更新を予定している。
- 当該漁業は、あゆ沖びき網漁業をのぞき3月が操業期間中であるため、許可の申請行為により漁業の操業に支障をきたすことのないよう、次々回の一斉切り替えである令和8年度において、休漁期間中に一斉切り替え日を設定することとしたい。
- このことから、次回の一斉切り替えにおける当該漁業の許可の有効期間を9か月短縮し、令和8年6月30日を許可の満了日とする。

### 2. 一斉切り替え日以降に許可した場合に有効期間を短縮する漁業

- 一斉切り替え方式を採用する漁業においては、追加公示を行う場合および起業の認可に基づく許可申請があった場合に、一斉切り替え日以降に許可を行う可能性がある。
- このような場合においても、当該許可の有効期間の満了日は、他者の許可の有効期間の満了日に合わせる必要がある。

### 3. 随時許可から一斉切り替え方式とするため期間を短縮する漁業

- えびたつべ、よし巻、かご、竹筒、延縄、引縄釣の各漁業は許可の満了日を統一せず随時申請を受け付けてきた。
- これらの漁業では、有効期間が個々に異なるため県や漁協からの周知が難しく、漁業者が更新を失念する恐れがあるだけでなく、漁協での有効期間の管理指導や代理申請等の事務手続きが煩雑になり、事務の効率化を阻害する要因にもなっていた。
- また、漁業許可は禁止されている漁法について漁業経営の向上を図る観点から解除しているものであり、資源の保護培養および漁業調整の観点から許可の制限措置や条件の見直しを行いやすくするとともに、漁業によっては許可定数の適用などが図られるべきものと考えられる。
- このことから、これまで随時許可としてきた漁業について、令和8年度に一斉切り替え方式を導入するため、今後発出する許可の満了日を定めて有効期間を短縮する。

#### 【随時許可の一斉切り替え導入までのイメージ】

